

実質的支配者申告について

弊社に置きますは、金融庁及び経済産業省による「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、弊社との取引に際して、実質的支配者及び外国PEPsに関して、事前に申告を頂いております。つきましては、以下の各項目について申告頂きますよう、宜しくお願い致します。

1. 貴社が法人の場合

※貴社が個人または個人事業主の場合は記入不要です。

貴社が株式会社等(※1)の場合は以下のAの、株式会社等以外(※2)の場合は以下のBの質問に沿ってご回答ください。

※1 株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人の場合

A. 貴社が株式会社等(※1)の法人の場合

議決権の50%超を直接・間接的に保有する個人がいますか？

↓いいえ

はい →

その株主等の個人…(代表者以外)

議決権の25%超を直接・間接的に保有する個人がいますか？

↓いいえ

はい →

その株主等の個人 (但し、事業を支配しないことが明らかな場合を除く) …(代表者以外)

出資・融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか？

↓いいえ

はい →

その他個人…(代表者以外)

お申込みの法人を代表し、その業務を執行する個人…(代表者と同一)

※2 一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等の場合

B. 貴社が株式会社等以外(※2)の法人の場合

収益総額の50%超の配当を受ける個人がいますか？

↓いいえ

はい →

その個人…(代表者以外)

収益総額の25%超の配当を受ける個人がいますか？

または

↓いいえ

はい →

その個人 (但し、事業経営を支配していないことが明らかな場合を除く) …(代表者以外)

25%超の配当を受ける者と同等以上の支配力を有する個人がいますか？

はい →

その他個人…(代表者以外)

お申込みの法人を代表し、その業務を執行する個人…(代表者と同一)

2. 貴社が個人または個人事業主の場合

実質的支配者の申告は不要です
※実質的支配者の項目にて、“該当なし”と選択ください

法人

個人または個人事業主